

年金日より

▼「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

老齢年金を受給している方で、その年の年金額が一定以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。対象となる方には日本年金機構から「扶養親族等申告書」

のはがきが発送され、11月上旬にお手元へ届く予定です。基礎控除や配偶者控除等の各種控除を受けるためには、12月1日(火)の提出期限までに忘れずに提出してください。提出を忘れると各種控除が受けられず、源泉徴収額が多くなる可能性がありますのでご注意ください。「扶養親族等申告書」

が送付される方は、年齢が65歳未満で年金額が108万円以上の方及び年齢が65歳以上で年金額が158万円以上の方です。なお、対象外の方にはこのはがきは送付されません。

▼11月の納税のお知らせ

11月は国民健康保険税(第5期)、後期高齢者医療保険料(第5期)の納期です。納期限は11月30日(月)です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は11月30日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。
※納期を過ぎると延滞金が課されます。

▼差押財産のインターネット公売を実施します

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産を現金化するため、インターネットによるオークション形式での公売を次のとおり行ないます。ふるってご参加ください。

【公売物件】普通自動車(ホンダステーションワゴン) 1台・テレビ(SHARP 32型) 1台など

※11月5日(木)午後1時から、官公庁オークション(ヤフオク)のホームページに公売物件写真が掲載されます。

詳しくはそちらをご覧ください。

【公売に参加するには】11月5日(木)午後1時～19日(木)午後11時までに官公庁オークション(ヤフオク)のホームページ

(http://keubai.auctions.yahoo.co.jp/ky_fussa_city)へ事前登録が必要です。

前登録が必要です。

青梅税務署からのお知らせ

①「青色決算説明会」開催

所得税の「青色申告決算書の書き方」や「消費税及び地方消費税の決算方法」などについての説明会を開催します。

説明会では、「決算の仕方」を中心に、「確定申告にあたっての留意事項及び青色申告決算書の作成要領」や「消費税等の概要」などを説明します。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の概要についての説明も行いますので、この機会をご利用ください。

【日時】12月1日(火)午後1時30分～4時

【場所】商工会館3階

②平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない方を含みます。)について必要となりました。

記帳・帳簿などの保存制度の詳細は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

【問合せ】青梅税務署個人課税第一部門指導担当 ☎ 0428・22・3185 (内線412)

③「年末調整等説明会」開催

年末調整は、給与所得者の年税額を確定し、毎

月の給与などから源泉徴収した税額との過不足を精算する重要な手続きです。市内の源泉徴収義務者を対象に「年末調整等説明会」を次の日程で開催します。

【日時】11月10日(火)

【受付と用紙配布】午後1時～1時30分

【説明会】午後1時30分～4時

【場所】市民会館小ホール(つつじホール)

【問合せ】青梅税務署法人課税第一部門・管理運営部門 ☎ 0428・22・3185、課税課市民税係 ☎ 551・1610

④第33回「税を考える週間」書道展作品展示

西多摩地区税務協議会(青梅税務署ほか)主催の「青梅税務署管内小学5・6年生による第33回『税を考える週間』書道展」の入選作品を展示します。

【日時と場所】

日時	場所
11月6日(金)～8日(日) 午前10時～午後5時	イオンモール日の出 イオンホール
11月10日(火)～13日(金) 午前8時30分～午後5時	青梅合同庁舎

⑤平成28年2月1日(月)～3月31日(木)までの間、青梅税務署の一般車両の駐車場は利用できません

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

税制改正のお知らせ

①個人住民税

▼住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の対象となる住宅の入居期限が平成31年6月30日までに延長されました。

▼ふるさと納税の特例控除の拡充と申告手続きの簡素化

個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限が、所得割額の1割から2割に拡充されました。(平成28年度分の住民税から適用)

また、確定申告を必要とする現在の仕組みに加え、ワンストップで控除を受けられ、確定申告が不要となる特例制度が創設されました。(平成27年4月1日以後のふるさと納税から適用)

【ワンストップ特例制度を利用できる方】

・ふるさと納税の寄附金控除以外で所得税や住民税の申告を行う必要のない方

確定申告が必要な自営業の方や、医療費控除など控除の追加を行う方は対象となりません。

・ふるさと納税の寄附先が5団体以内の方

※平成27年1月1日から3月31日にふるさと納税をされた方は確定申告が必要となるため対象外です。

【申請方法】

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載して寄附先自治体に提出してください。手続きの詳細は寄附先自治体にご確認ください。

②法人市民税

資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額を均等割の税率区分の基準とするなどの措置が講じられました。(平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

③たばこ税

紙巻きたばこ旧三級品(わかば、エコー、しんせい、ゴールドンバット、バイオレット、うるま)に係るたばこ税の特例税率が、平成28年4月1日に廃止され、4年間で段階的に税率を引き上げ、平成31年4月の税率引き上げ時に一般のたばこと同じ税率が適用されます。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

④市税の減免申請期限の変更

市税の減免を受けようとする場合の申請期限が「納期限前7日まで」から「納期限まで」に変更となりました。

【問合せ】個人住民税、法人市民税、軽自動車税について…課税課市民税係 ☎ 551・1610
固定資産税について…課税課資産税係 ☎ 551・1614

▼インターネット公売下見会開催のお知らせ

今回のインターネット公売に市が出品する公売物件の下見会を開催します。

公売物件の実物を直接ご覧いただけますので、入札をお考えの方は、ぜひお越しください。

【日時】11月12日(木)・13日

行楽期における交通事故防止

お出掛けの際は、次の点に注意しましょう。

①事前に、目的地までのコースや交通状況などを確認し、余裕の



1691